解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

兵庫県神崎郡福崎町西田原一〇三八番地の一二　財団法人柳田國男・松岡家顕彰会

清算人　嶋田　正義

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

兵庫県姫路市安富町栃原一二〇番地　財団法人栃原愛護会

代表清算人　藪下　信悟

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

広島県尾道市新浜一丁目七番三四号　財団法人尾道交通安全協会

清算人　大崎　賢二

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

福島県郡山市駅前二丁目四〇三番一〇号　特定非営利活動法人十代の性行動の危機を考え行動する会　清算人　富永國比古

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号栃木会館四階　社団法人栃木県雇用開発協会

清算人　齋藤　文男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

静岡県静岡市駿河区谷田二三番二〇号　財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所

代表清算人　安倍　徹

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

神戸市中央区坂口通二丁目一番一号　特定非営利活動法人兵庫県介護支援専門員協会

清算人　森上　淑美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

広島市中区基町九番三二号　財団法人広島市水道サービス公社

代表清算人　小坂　猛彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月一日開催の社員総会の決議により、平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月七日

広島市中区八丁堀一六番一四号　社団法人広島県雇用開発協会

代表清算人　青山　宜博

配当公告

東京都中央区日本橋室町三丁目四番四号　破産者　小倉貿易株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一〇三八四号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一、七三三、一〇七円

（なお、優先債権（退職金）として確定した金一九〇、八四五、〇六九円については破産法第一〇一条第一項に基づき裁判所の許可を得たうえで弁済済みである。）

一般債権　金五、五八五、九三六、〇一〇円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一、七三三、一〇七円

一般債権　金二、〇一〇、九三六、七一七円

平成二十三年四月七日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一区　破産管財人　弁護士　岡　正晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県利根郡みなかみ町政所七一一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　尾崎　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月七日

群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号　相続財産管理人　弁護士　高橋　伸二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市城東区今福東三丁目二一番地、最後の住所東京都板橋区小茂根一丁目六番一―二〇六号　被相続人　亡　大西　元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月七日

事務所東京都千代田区有楽町一―七―一有楽町電気ビル南館九階九五二号室髙津法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大島　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西区平島一丁目一七番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　蒲澤　滋夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月七日

新潟県新潟市中央区寄居町六九七番地一マンション北陸二階　相続財産管理人　古川　兵衛

第22期決算公告

平成23年4月7日

札幌市中央区北2条東4丁目1番地2

株式会社サッポロエネルギーサービス

代表取締役社長　菅埜　誠

貸借対照表の要旨

（平成22年12月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	120,012	流動負債	98,886
固定資産	201,180	固定負債	998
有形固定資産	200,702	**負債合計**	**99,884**
無形固定資産	74	株主資本	221,307
投資その他の資産	403	資本金	200,000
		利益剰余金	21,307
		その他利益剰余金	21,307
		（うち当期純利益）	(6,816)
		純資産合計	**221,307**
資産合計	**321,192**	**負債・純資産合計**	**321,192**